

福井地裁が高浜原発再稼働認めず！ 関電は地裁決定に従うべきだ！

本日の新聞報道によると、福井県高浜原発（3、4号基）の再稼働をめぐり、住民との間で争われていた再稼働差し止めの仮処分申請で福井地方裁判所は、住民の主張を支持し、再稼働を認めない決定を下したと報じました。常識的かつ正当な決定です。

注目すべきは、「原子力規制委員会の新基準は合理性に欠く」と判断したことです。安倍政権は、原子力規制委員会の新基準を拠り所に、全国の原発の再稼働を目論んでいます。現在政府は、エネルギー政策におけるベースロード電源

として、原発の比率を18～19%にしようと計画しています。原発ゼロで猛暑を乗り切り、日本は原発無しでも電力が賄えることが証明されています。原発再稼働の目的は、一部の大企業のための海外輸出や軍事政策にあるからこそ、何が何でも再稼働しなければならないのです。

関西電力は、福井地裁の決定に従い、原発再稼働を断念すべきです。

高浜原発再稼働認めず

新基準「合理性欠く」
福井地裁 初の仮処分決定

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の安全対策は不十分として、周辺の住民らが再稼働差し止めを申し立てた仮処分決定で、福井地裁は17日、原子力規制委員会の新規制基準は「合理性を欠く」として、基準に適合しても再稼働を認めない決定をした。原発運転禁止の仮処分は当初、決定はすぐに効力を得た。

2基は今年2月、九州電力川内原発（鹿児島県）に次いで、規制委の審査に合格。関電は11月の再稼働を想定、地元同意の手続きに入ったというが、福井地裁は決定で、新規基準に適合しても安全性は確保されないと批判し、基準にない深刻な災害が起きないという対応と変わらないと指摘。また、2015年4月15日

決定骨子

- 高浜原発3、4号機を運転してはならない
- 想定を超える地震が来ないとの根拠は乏しく、想定に満たない場合でも冷却機能喪失による重大事故が生じうる
- 使用済み核燃料を堅固な施設で貯蔵し、漏れなどの対策がとられていない
- 原子力規制委員会の新規規制基準は合理性を欠き、適合しても安全性は確保されていない
- 原発運転により、住民の人格権が侵害される具体的な危険がある

2基は今年2月、九州電力川内原発（鹿児島県）に次いで、規制委の審査に合格。関電は11月の再稼働を想定、地元同意の手続きに入ったというが、福井地裁は決定で、新規基準に適合しても安全性は確保されないと批判し、基準にない深刻な災害が起きないという対応と変わらないと指摘。また、2015年4月15日

福井地裁は17日、原子力規制委員会の新規制基準は「合理性を欠く」として、基準に適合しても再稼働を認めない決定をした。原発運転禁止の仮処分は当初、決定はすぐに効力を得た。

2基は今年2月、九州電力川内原発（鹿児島県）に次いで、規制委の審査に合格。関電は11月の再稼働を想定、地元同意の手続きに入ったというが、福井地裁は決定で、新規基準に適合しても安全性は確保されないと批判し、基準にない深刻な災害が起きないという対応と変わらないと指摘。また、2015年4月15日

福井地裁は17日、原子力規制委員会の新規制基準は「合理性を欠く」として、基準に適合しても再稼働を認めない決定をした。原発運転禁止の仮処分は当初、決定はすぐに効力を得た。

2基は今年2月、九州電力川内原発（鹿児島県）に次いで、規制委の審査に合格。関電は11月の再稼働を想定、地元同意の手続きに入ったというが、福井地裁は決定で、新規基準に適合しても安全性は確保されないと批判し、基準にない深刻な災害が起きないという対応と変わらないと指摘。また、2015年4月15日

JR東海労は全ての原発再稼働に反対します！